

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとす。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（Web検査【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（国土地理院への測量成果の提出）

第11条 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。

また、徳島県土地改良事業測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、別添の「測量業務特記仕様書」のとおりとする。

測量業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R7阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内測量業務（以下『本業務という。』）」に適用する。

(目的)

第1-2条 本業務は、広域営農団地農道整備事業阿南丹生谷3期地区に係る平川内工区農道整備計画に伴い、測量作業を行うものである。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務の基準となる与点は、監督員との打ち合わせによるものとする。

(貸与資料等)

第2-2条 貸与資料や関連業務は、次の成果報告書等のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

- (1) R5阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内構想設計業務
- (2) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内測量業務
- (3) R7阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内実施設計業務（予定）
- (4) その他必要となる資料1式

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第3-1条 本業務の作業項目及び数量等は、次のとおりとする。

- (1) 測量業務
 - ①作業計画 n=1 業務
 - ②現地踏査 L=0.3 k m
 - ③線形決定 L=0.3 k m
 - ④中心線測量 L=0.3 k m
 - ⑤縦断測量 L=0.3 k m
 - ⑥横断測量 L=0.3 k m
 - ⑦河川断面3断面(横断測量) L=0.06 k m

(作業の留意点)

第3-2条 測量作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、関係土地改良区等と連絡調整・事前了解のうえ、測量作業を行わなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。

- (1) 「作業項目及び数量」に変更が生じた場合（軽微な変更は除く）
- (2) 工期の変更が生じた場合
- (3) その他